



陳情に、議員の氏名が表題・内容として入っている場合、又は、議員活動に係るもの以外のものであるときは、議長が弁明書若しくは弁明の機会を 与えた上で、団長会長会議に諮り、その取り扱いを協議し、必要があると認めたときは、議会運営委員会に諮り対応する。

なお、協議の結果、付託をしないとされたものについては、参考として全議員にその写しを配付する。